

大和市教育委員会 11月定例会

日 時 平成 30 年 11 月 15 日
午前 10 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1（議案第 44 号）大和市特別支援教育センター条例について

日程第 2（議案第 45 号）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について

日程第 3（議案第 46 号）平成 30 年度大和市教育費補正予算案について

日程第 4（議案第 47 号）指定管理者の指定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 44 号

大和市特別支援教育センター条例について

大和市特別支援教育センター条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年11月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育局
教育長 柿本 隆夫

大和市特別支援教育センター条例の制定について（申出）

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。

大和市特別支援教育センター条例（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育における支援を必要とする児童及び生徒等に対して、相談、支援等を行うため、本市に特別支援教育センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 特別支援教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市特別支援教育センター
- (2) 位置 大和市林間二丁目6番18号

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 45 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条及び第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 30 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 46 号

平成 30 年度大和市教育費補正予算案について

平成 30 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出に関し、審議願いたく提案する。

平成 30 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 47 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年11月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育局
教育長 柿本 隆夫

指定管理者の指定について（申出）

このことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり市議会に提出くださるよう申し出します。

議案第 号

指定管理者の指定について

大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター及び大和市渋谷学習センター並びに大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する大和市立渋谷図書館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市つきみ野学習センター
大和市桜丘学習センター
大和市渋谷学習センター
大和市立渋谷図書館
- 2 指定管理者の名称 やまとみらい
- 3 指 定 期 間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
平成30年11月26日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター、大和市渋谷学習センター及び大和市立渋谷図書館の指定管理者を指定したい必要による。